

別表（第6条）

適用条項	減免の事由	減免の基準	減免率		減免期間
条例第13条 第1項第1号	災害による減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害による住宅、家財又はその他の財産の損害の程度に応じて減免する。 なお、減免期間が翌年度分の保険料に及ぶことは差し支えないものとする。	大震災による被災者※1	減免（財政支援がある場合に限る）※2	12箇月以内
			全焼又は全壊	免除	6箇月以内
			半焼又は半壊	70%	6箇月以内
			床上浸水	50%	6箇月以内
条例第13条 第1項第2号から第4号まで	収入の激減による減額	当該世帯のその年の収入額等の見込み額が生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の額の130%以下である場合に、上記見込み額が前年の収入額等と比較して減少した割合に応じて減額する。	減少率30%以上	30%	当該年度保険料で6箇月以内
			減少率50%以上	40%	
			減少率70%以上	50%	
条例第13条 第1項第5号	生活困窮による減免	当該世帯のその年の収入額等の見込み額が生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の額以下である場合に、上記見込み額に対する割合に応じて減免する。	比較率50%以上	50%	当該年度保険料で12箇月以内
	給付制限による減免	法第63条による給付制限を受けることとなった場合、給付制限を受けた期間の月割保険料額を減免する。	免除		

※1 政府の閣議決定により大震災と命名された場合による。

※2 財政支援とは国、県等から補助金等による支援を受けられる場合によるものであり、対象地域及び減免率等については、国や県等の取扱いに準拠する。

\* いずれもこれらの条件に該当する被保険者で、保険料を納付することが困難であると認める場合に減免する。

\* 収入額等は、預貯金、仕送りなども勘案する。

\* 預貯金の収入額への算入方法（65歳の平均余命を男女平均20年として考える。）

65歳以上70歳未満 20年で除した額を収入額に勘案する。

70歳以上75歳未満 15年で除した額を収入額に勘案する。

75歳以上80歳未満 10年で除した額を収入額に勘案する。

80歳以上85歳未満 5年で除した額を収入額に勘案する。

85歳以上 100万円まで勘案しない。